

「年収の壁」対策支援奨励金

交付要領

6 東し企雇第 755 号

令和 6 年 5 月 9 日

(総則)

第 1 条 「年収の壁」対策支援奨励金（以下「奨励金」という。）の交付について、同奨励金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）によるほか、本要領の定めるところによる。

(交付対象事業主の要件)

第 2 条 交付要綱第 4 条第 1 項第 1 号の都内に本社または主たる事業所があることとは、法人については都内に本店又は支店の登記があること、をいう。また、個人事業主については都内の税務署へ開業の届け出を行っていることをいう。

2 交付要綱第 4 条第 1 項第 2 号の就業規則に「配偶者の収入要件がある家族手当」の規定があることとは、就業規則に配偶者の収入要件がある家族手当又は扶養手当、配偶者手当等の名称の配偶者がいる従業員に対して支給する手当があり、その就業規則を労働基準監督署に届け出ていることをいう。

3 交付要綱第 4 条第 1 項第 4 号の「重大な法令違反」とは、次の各号に該当するものとする。

- (1) 違法行為により罰則の適用を受けた場合
- (2) 労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された場合
- (3) 消費者庁の措置命令があった場合
- (4) 上記各号と同等以上の法令違反であると判断される場合

3 交付要綱第 4 条第 1 項第 7 号の都税の未納付とは、納付義務があるにもかかわらず、未納付がある場合をいう。

(交付申請)

第 3 条 交付要綱第 9 条 1 項における「指定の期日」とは事前エントリーの当選結果通知メールの送信日から 1 か月以内とする。

2 交付要綱第 9 条 1 項 5 号の「その他理事長が必要とする書類」は別途募集要項にて定める。

(名称変更等の届出)

第 4 条 交付要綱第 1 4 条における「関係書類」は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 法人で名称、所在地又は代表者氏名に変更があったときは、印鑑証明書（発行後 3 か月以内）の原本 1 部及び商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（発行後 3 か月以内）の原本 1 部

- (2) 法人で代表者印に変更があったときは、印鑑証明書（発行後3か月以内）の原本 1部
- (3) 個人事業主で事業所の名称又は所在地に変更があったときは、個人事業の開業・廃業等届出書の写し 1部
- (4) 個人事業主で代表者の氏名、居住地又は代表者印に変更があったときは、印鑑登録証明書（発行後3か月以内）の原本 1部

附 則

（施行期日）

この要領は、令和6年5月15日から施行する。